## 〇国土交通省告示第三十号

昭 和 海 上 + 運 几 送 年 法 等 法 律  $\mathcal{O}$ 第 百 部 八 を + 改 七 正 号) す る 第 法 律 九 条 令 第 三 和 項 五. 年 同 法 法 律 第 第 + +兀 <del>---</del> 号) 条  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ 施 に お 行 に 1 伴 7 準 11 用 す 及 る 75 場 海 合 上 を 運 含 送 む 法

 $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 づ き、 標 準 運 送 約 款  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 告示 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定 8 る。

令和六年一月十九日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

標 準 運 送 約 款  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部 を 改 正 す る 告 示

標 次 準  $\mathcal{O}$ 表 運 送 に 約 ょ り、 款 昭 改 正 和 六 前 欄 + に 掲 年 げ 運 る 輸 規 省 告 定 示  $\mathcal{O}$ 第 傍 線 百 を 付 五. + \_ た 号) 部 分 をこ  $\mathcal{O}$ 部 れ を 12 対 次 応  $\mathcal{O}$ ょ す うに る 改 改 正 後 正 す 欄 る。 に 撂 げ る 規 定

を  $\mathcal{O}$ 付 傍 線 L た を 規 付 定 L た 以 部 下 分  $\mathcal{O}$ 対 ょ う 象 12 規 定 改  $\Diamond$ کے 改 1 う。 正 前 欄 は、 及 75 改 改 正 正 後 前 欄 欄 に に 掲 対 げ 応 る L 7 対 掲 象 規 げ 定 る を そ 改  $\mathcal{O}$ 標 正 後 記 欄 部 分 に 撂 に げ る 重 対 傍 象 線

は、これを加える。

規

定

と

L

て

移

動

し、

改

正

後

欄

12

掲

げ

る

対

象

規

定

で

改

正

前

欄

に

 $\sum_{}$ 

れ

に

対

応

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

掲

げ

7

1

な

1

Ł

 $\mathcal{O}$ 

特殊手荷物運送の部 (払戻し及び払戻し手数料) 第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特殊手荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。 (1) 運送申込人が、入鉄前の船便の指定のない特殊手荷物券(回数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。以下この条において同じ。)について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合(第3号及び <u>第6号</u> に該当する場合を除く。)券面記載金額(割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。)	<u>第21条</u> ~ <u>第24条</u> (略)	旅客運送の部 (旅客名簿への記載) (第20条 旅客は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第15条(同法第2 1条の5において準用する場合を含む。)に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。 (1) 氏名 (2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分 (3) 性別 (4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 アイに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名 イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号 号	改正後
特殊手荷物運送の部 (払戻し及び払戻し手数料) 第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特殊手荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。 (1) 運送申込人が、入鉄前の船便の指定のない特殊手荷物券(回数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。以下この条において同じ。)について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合(第3号及び <u>第5号</u> に該当する場合を除く。)券面記載金額(割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。)	<u>第20条</u> ~ <u>第23条</u> (略)	旅客運送の部 (新設)	改正前

2

(器)

附

則